平成２５年（フ）第９１５号
千葉県浦安市当代島２丁目８番１―205号メゾンデザムルー前田
債務者　細川　順子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２０号
千葉県船橋市山野町195番地　ハミング西船307号
債務者　久米　雅之
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２１号
千葉市花見川区幕張本郷２―34―19レジデンスジョービル001号、住民票上の住所千葉市若葉区桜木北３丁目21番41号　コスモ都賀Ｓ201号
債務者　小島　孝幸
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３７号
千葉県市原市白金町４丁目16番地１
債務者　高橋美喜子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５１号
千葉県市川市湊新田２丁目６番２―206号第２アクウエリヤスハイツ
債務者　菊池　繭子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５４号
千葉県市原市五井中央東２丁目16番地11パークサイドハイツ第１―106
債務者　小林はる美
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
静岡県菊川市加茂889番地
債務者　太田　輝幸
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
大分市大字皆春622番地の１　パレドール皆春506
債務者　加藤　美和（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市吉岡町68番地３、破産手続開始決定時の住所長崎県佐世保市皆瀬町223番地５
破産者　辻　　広昭
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５７５７号
大阪府枚方市印田町13番34号
破産者　交久瀬裕功
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１号
相模原市南区大野台４丁目12番３号、開始決定時の住所相模原市南区大野台４丁目13番43号
破産者　小冷　　守
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２３号
福井市引目町第９号204番地
破産者　島田商店こと　橋詰　秀喜
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
福井市下江守町108　ＶＩＬＬＡＴＯＮＡＩ101号室、開始決定時の住所福井市グリーンハイツ８丁目104
破産者　九住ヨシ子
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
福井県鯖江市西山町11番１号　メゾン　ドゥコルーテ101
破産者　林　いくよ
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４８号
愛知県小牧市間々原新田大字中島478番地１、住民票上の住所愛知県小牧市大字小牧原新田1467番地１
破産者　田中しのぶ
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７０号
大阪府岸和田市下松町5076番地タウンホーム下松201号、開始決定時の住所大阪府岸和田市八阪町１丁目９番21号
破産者　横山　嘉彦
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係